

## 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

(組織)

第3条 前条の事務を分掌させるため、事務局に次の担当を置く。

- (1) 総務班
- (2) 計画班
- (3) 調整第1班
- (4) 調整第2班

2 前項各号に規定する担当の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(事務局の職員)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長及びその他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じ  
栃木県職員を派遣要請することができるものとする。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 その他の職員は、上司の指揮監督を受け、事務局の事務に従事する。

(職務権限)

第6条 協議会の運営における各職位の職務、事案の処理権限等に関しては、  
栃木市事務決裁規程（昭和47年3月30日栃木市訓令第2号）の規定を  
準用する。この場合において、「市長」及び「副市長」とあるのは「会長  
」と、「部長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局  
次長」と読み替える。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、次に掲げる事項について専決す  
ることができる。

- (1) 栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町との連絡調整に関すること。
- (2) 事務局の事務の取扱方針に関すること。
- (3) 各種資料等の作成に関すること。
- (4) 実務的な調査及び回答に関すること。
- (5) 物品の購入その他契約の締結及び現金の出納に関すること。
- (6) 職員の休暇、時間外勤務命令及び旅行命令に関すること。
- (7) その他軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第7条 事案を処理する場合の起案は、栃木市の文書の取扱いの例によるものとする。

2 文書の整理、保管及び編さんについては、ファイリングシステムにより取り扱うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事務局における文書の收受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、栃木市の文書の取扱いの例によるものとする。

(情報公開の取扱い)

第8条 協議会が保有する情報に係る公開については、栃木市の情報公開の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印の名称、寸法、書体、ひな型、使用区分、管理者及び個数は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱い等については、栃木市の公印の取扱いの例によるものとする。

(職員の服務等)

第10条 事務局職員の服装及び勤務条件については、栃木市の一般職の職員の例によるものとする。

(職員の給与等)

第11条 事務局職員の給与、手当等については、それぞれの職員が属する市町等の負担とする。

2 事務局職員の旅費については、協議会の負担とし、その支給方法等は、栃木市の一般職の職員の例によるものとする。

(職員の私有車使用)

第12条 事務局職員の私有車の公務使用については、栃木市の職員私有車の公務使用の例によるものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年9月4日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

担当名	分 掌 事 務
総 務 班	1 協議会の庶務及び会計に関すること。 2 協議会予算の調整に関すること。 3 合併の諸手続きに関すること。 4 協議会の会議に関すること。 5 所管事務に係る小委員会の会議に関すること。 6 幹事会の会議に関すること。 7 合併資料の編さんに関すること。 8 人事に関すること。 9 報酬等の支給に関すること。 10 広報事業に関すること。 11 行政職員への啓発に関すること。 12 合併の方式に関すること。 13 合併の期日に関すること。 14 新市の名称に関すること。 15 新市の事務所の位置に関すること。 16 国・県との連絡調整に関すること。 17 前各号に定めるもののほか、他の班に属さないこと。 18 合併準備に関すること。
計 画 班	1 新市基本計画に関すること。 2 新市の財政計画に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 新市の予算編成に関する事。</li> <li>4 住民説明会に関する事。</li> <li>5 所掌事務に係る小委員会の会議に関する事。</li> <li>6 協議会の年次計画及び全体計画に関する事。</li> <li>7 合併準備に関する事。</li> </ul>
調整第1班	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る小委員会の会議に関する事。</li> <li>2 専門部会の会議に関する事。</li> <li>3 分科会の会議に関する事。</li> <li>4 財産の取扱いに関する事。</li> <li>5 議員の定数及び任期の取扱いに関する事。</li> <li>6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事。</li> <li>7 地方税の取扱いに関する事。</li> <li>8 一般職の身分の取扱いに関する事。</li> <li>9 特別職の身分の取扱いに関する事。</li> <li>10 条例・規則等の取扱いに関する事。</li> </ul>
調整第2班	<ul style="list-style-type: none"> <li>11 組織及び機構の取扱いに関する事。</li> <li>12 一部事務組合等の取扱いに関する事。</li> <li>13 使用料・手数料等の取扱いに関する事。</li> <li>14 公共的団体の取扱いに関する事。</li> <li>15 補助金・交付金等の取扱いに関する事。</li> <li>16 町丁字名の取扱いに関する事。</li> <li>17 慣行の取扱いに関する事。</li> <li>18 国民健康保険事業の取扱いに関する事。</li> <li>19 介護保険事業の取扱いに関する事。</li> <li>20 消防団の取扱いに関する事。</li> <li>21 各種事務事業の取扱いに関する事。</li> <li>22 合併準備に関する事。</li> </ul>

別表第 2 (第 9 条関係)

名 称	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会 会長の印
寸 法 (ミリメートル)	方 2 4
書 体	てん書
ひ な 型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">             議 都 町 栃              会 賀 市              会 町 藤              長 合 岡              之 併 町              印 協 大              平           </div>
使 用 区 分	一般文書用
管 理 者	栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会 事務局長
個 数	1 個